

連合山形寄付講座「労働と生活」（令和6年1月22日）

農業協同組合の現状と課題



力を合わせれば
実現できることが、世の中にはたくさんある。

人々が手を取り合い、支え合って、みんなの暮らしをより良くしていく仕組み。それが「協同組合」です。

現在、世界の10億人を超える人々が、農業や暮らしなどの
様々な分野の協同組合に参加して、力を合わせて活動しています。

わたしたちJA（農業協同組合）も、そのひとつ。互いに助け合い、協力し合う心を大切に、
地域や農業を支える事業・活動に取り組んでいます。

一人ひとりが力を合わせることで、地域や農業を元気にし、協同の輪を広めています。

山形県農業協同組合中央会
経営部(教育担当)遠田大亮



本日、お伝えしたいこと

その1 JAについて

その2 JAグループの現状について

その3 課題とその対応方向について

その1 JAについて

JA = **J**apan **A**gricultural Cooperatives の略 ⇒ **愛称**
ジャパン アグリカルチュラル コーポラティブズ

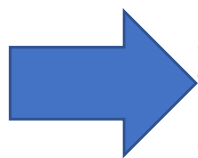
JAとは、**相互扶助の精神のもとに**

農家の営農と生活を守り高め、よりよい社会を築くことを目的に
組織された協同組合です。

この目的のために、**JA**は営農や生活の指導をするほか、生産資材・生活資材の共同購入や農畜産物の共同販売、貯金の受け入れ、農業生産や生活に必要な資金の貸し付け、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置、あるいは万一の場合に備える共済等の事業や活動を行っています。



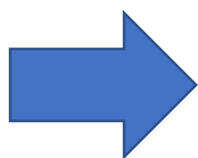
農家



農家の
営農生活

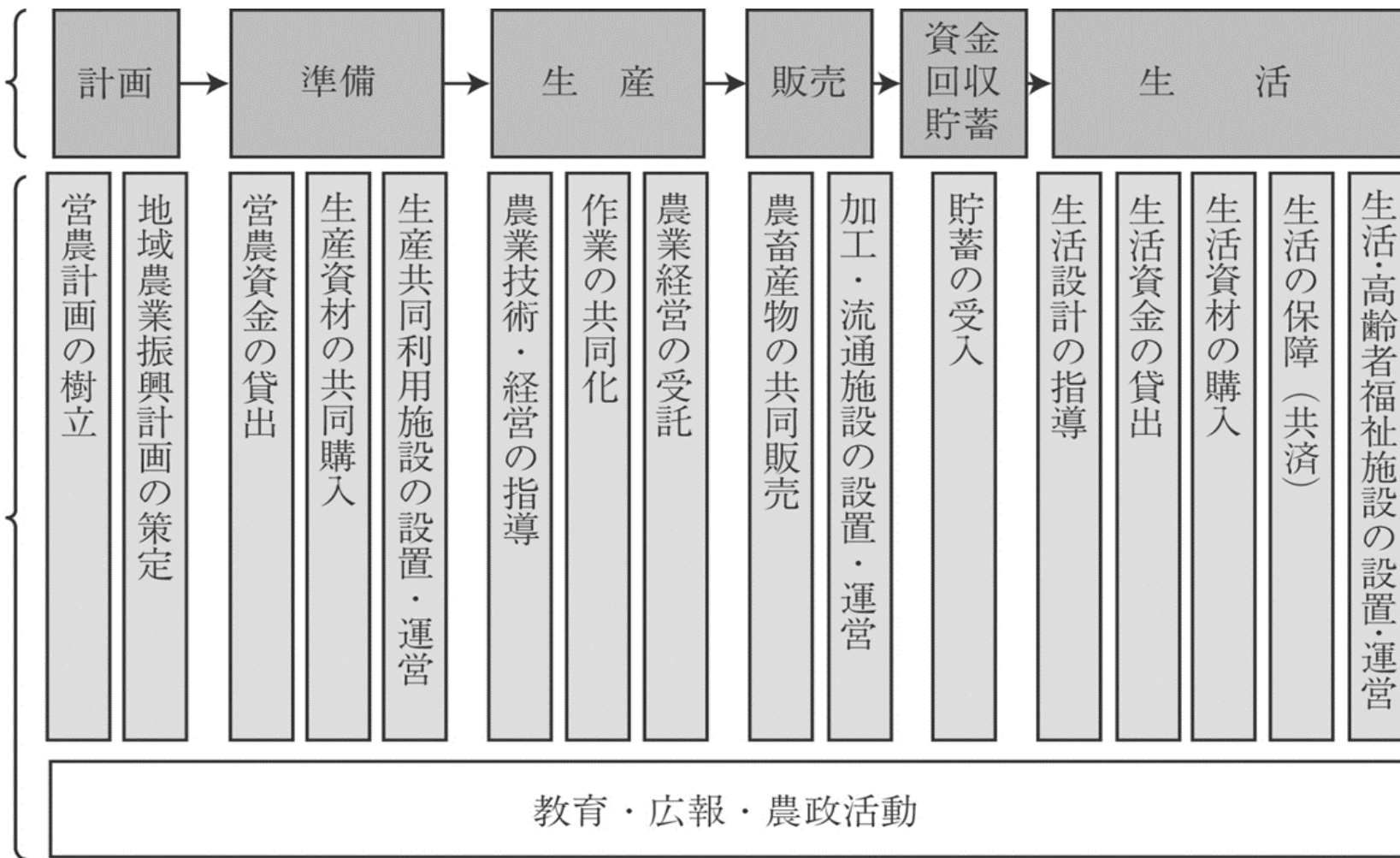


JA



総合的な事業を行う
(総合JAの特徴)

JAの事業活動



JA全中「私たちとJA」

JAは、農家（組合員）の「営農と生活」に結びついた事業を行い、その行う事業によって農家（組合員）に最大の奉仕をすることを事業の目的としています。

<参考> 農業協同組合法（制定 昭和22年11月19日法律第132号）

第1条（目的）

この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、
農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、
もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第7条（事業の目的）

組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕
をすることを目的とする。

- ② 組合は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮
をしなければならない。
- ③ 組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行に
より高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を
確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充て
るよう努めなければならない。

組合員の、組合員による、組合員のための組織、これが協同組合の基本的性格

J A は、株式会社ではなく協同組合という種類の組織です。

一番の違いは、あくまで組合員の生活を守り向上させることが目的です。

150年以上前に誕生した協同組合の人間平等主義の伝統が息づいています。

※協同組合は組合員 1 人につき 1 票

	協 同 組 合	株 式 会 社
目 的	組合員の生産と生活を向上させる (組合員の経済的・社会的地位の向上、 組合員および会員のための最大奉仕)	利潤（利益）の追求
組 織 者	組合員 (農業者、漁業者、森林所有者、勤労者、 消費者、中小企業の事業者など)	株主 (投資家、法人など)
利 用 者 事 業	組合員 事業は根拠法（農協法など）で限定 事業利用を通じた組合員サービス	不特定多数の顧客 事業は限定されない 利益金の分配を通じた株主サービス
運 営 者	組合員 (組合員の代表者として理事等)	専門経営者 (株主の代理人として取締役等)
運 営 方 法	1 人 1 票制 (人間平等主義に基づく民主的運営)	1 株 1 票制 (株主による運営・支配)

「正組合員」も「准組合員」も J A のいろいろな事業サービスや施設を使うことができます。

また、組合員ではない人でも、 J A の事業や施設を利用することができます（※1）。

正組合員

農業を仕事に
されている方

准組合員

農業以外を仕事にさ
れている方

組合員でない 利用者の方

組合員には「正組合員」と「准組合員」の2種類があります。

「正組合員」 ⇒ 農業を仕事にしている人（団体）

「准組合員」 ⇒ 地域に住み農業以外の仕事をしている人

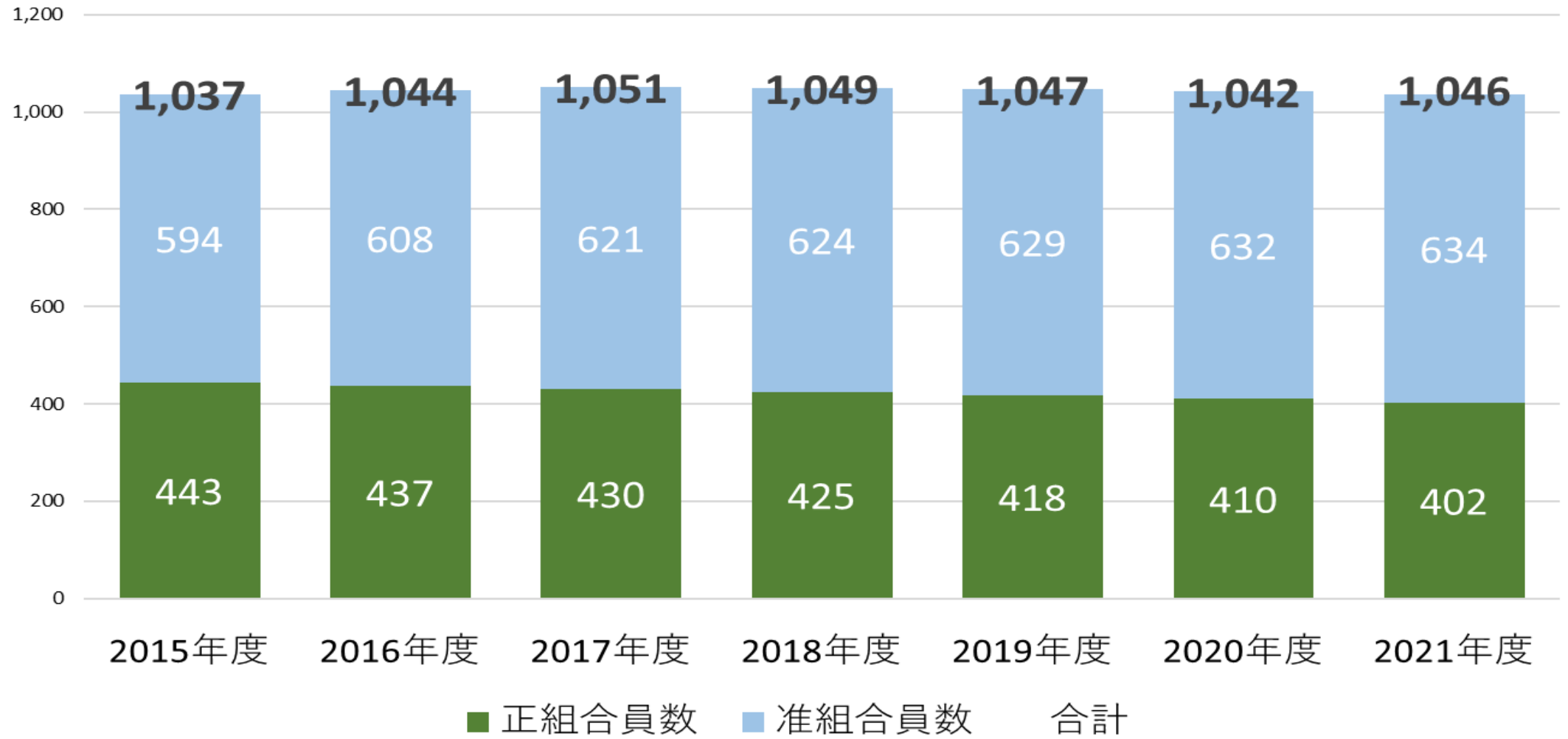
組合員への加入について、地元の J A に出資金を払い込み、必要な手続きをします。

「准組合員」は、「正組合員」と違い、総会での議決権や役員選挙権など J A の運営に直接関与することができません（※2）が、地域を支える協同組合の仲間です。

（※1）制限が発生する場合があります。

（※2） J A が農業者の意思に基づき事業や組織について決定することができるようにするため。この准組合員制度は生活協同組合にはない J A 独自のものです。

全国の正組合員数と准組合員数の推移（単位：万人）



農林水産省「総合農協統計表」 注) 単位未満四捨五入によるため合計は一致しない。

JAの道しるべ

JAの基本的な価値・役割や新たなJA運動の展開方向を探るため、組合員・役職員の**共通の理念**として、「**JA綱領**」というものがあります。

「JA綱領」には、JAが農業と地域社会に根ざした組織として、農業はもちろん、食や緑、さらには環境・文化・福祉を通して地域社会とともに歩む存在であることが記されています。

J A 綱領

～わたしたち J A のめざすもの～

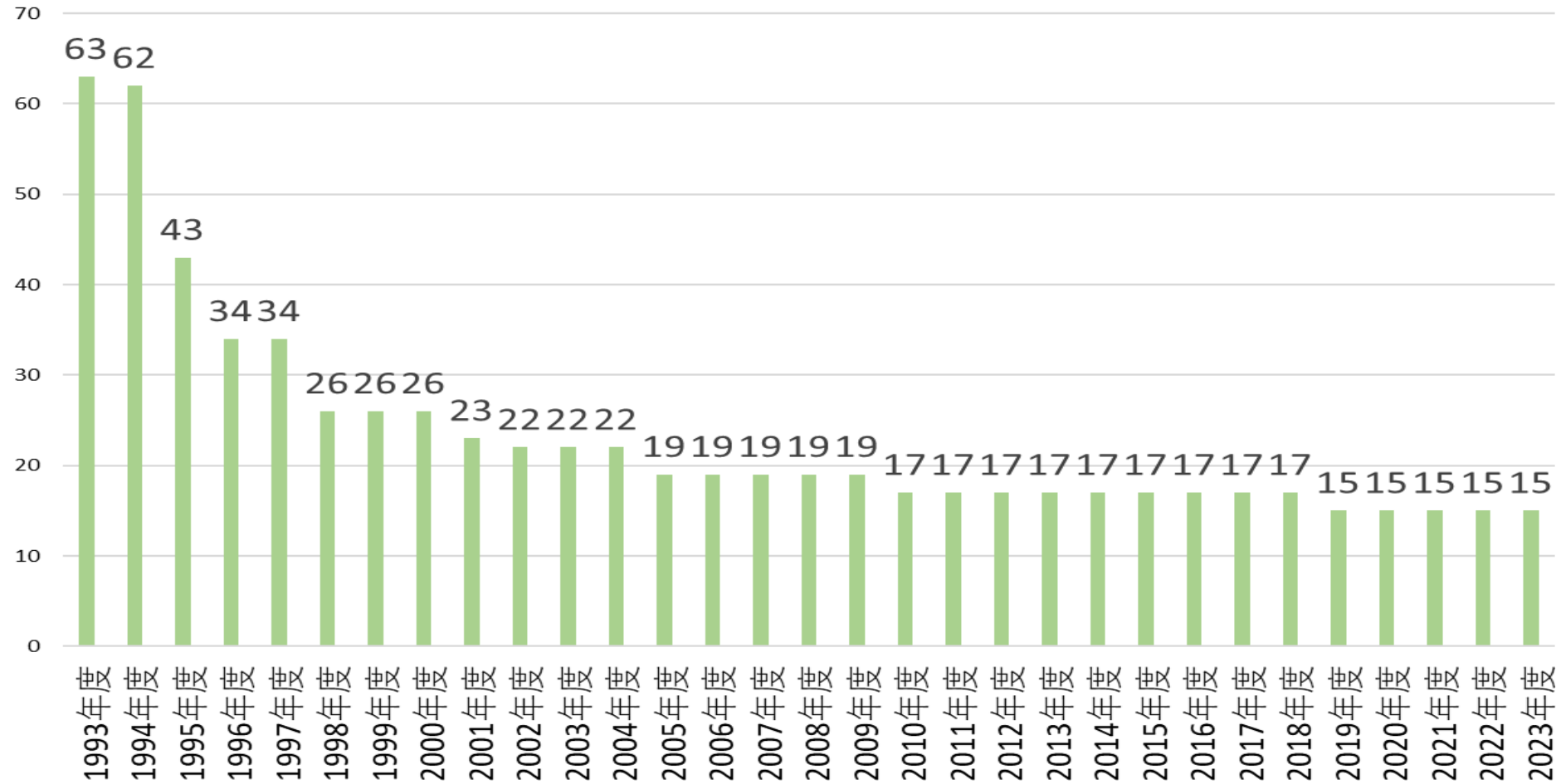
わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 一、地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 一、環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 一、J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 一、自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 一、協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

県内 J A 数の推移

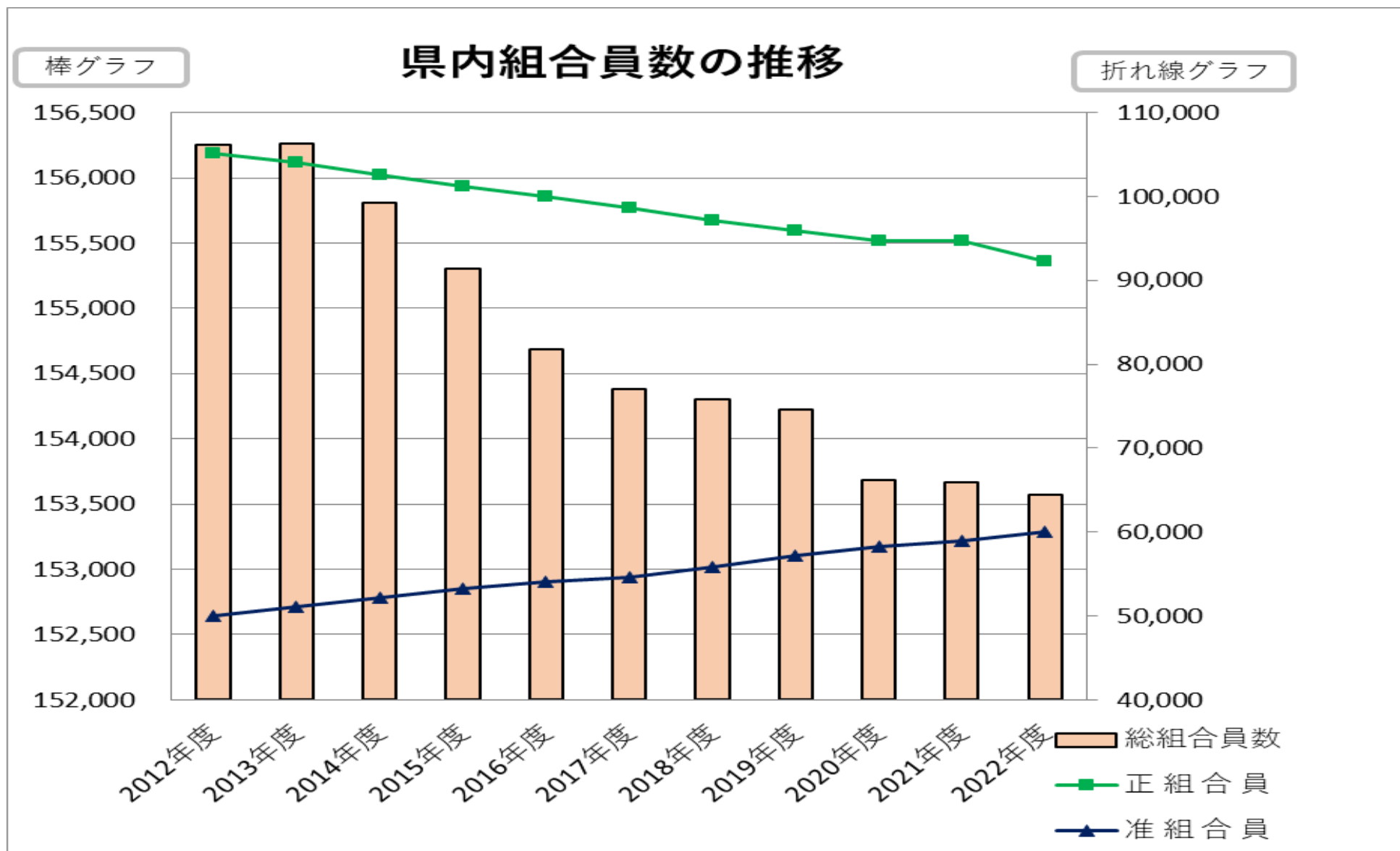


J A 数は、
(2024年1月1日)

全国
535 J A

県内
15 J A

合併により
J A 数減少傾向



県内 組合員数

(2022年度)

正組合員

90,426人

准組合員

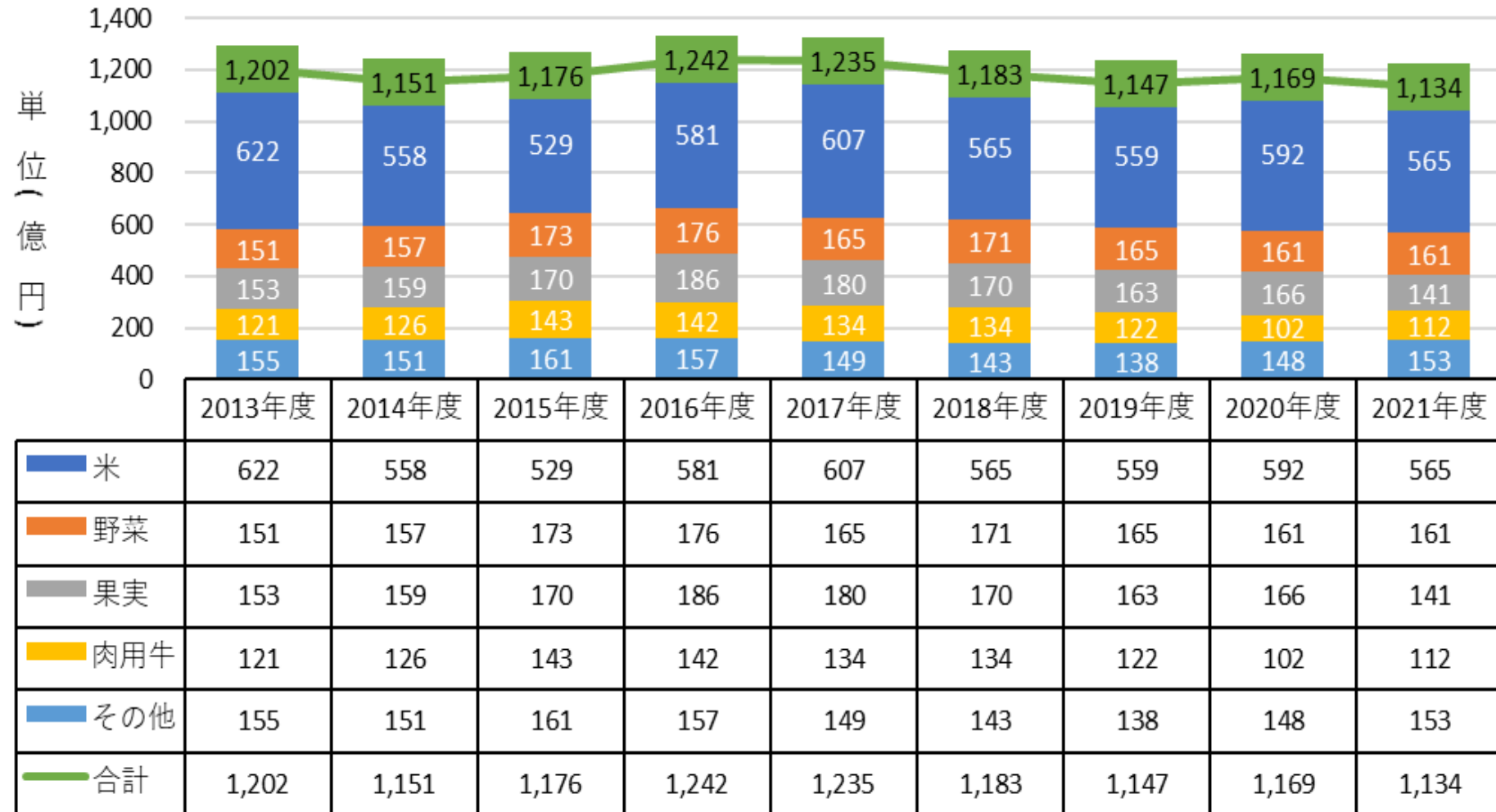
62,407人

全国傾向と
同様に

正組合員
(農業者)

が減少傾向

県内JA販売事業の推移



2021年度
取扱品目
の割合

米 49.8%
野菜 14.2%
果実 12.4%
肉用牛 9.9%
その他 13.5%

県内15JAの主な事業取扱高（単位：億円）

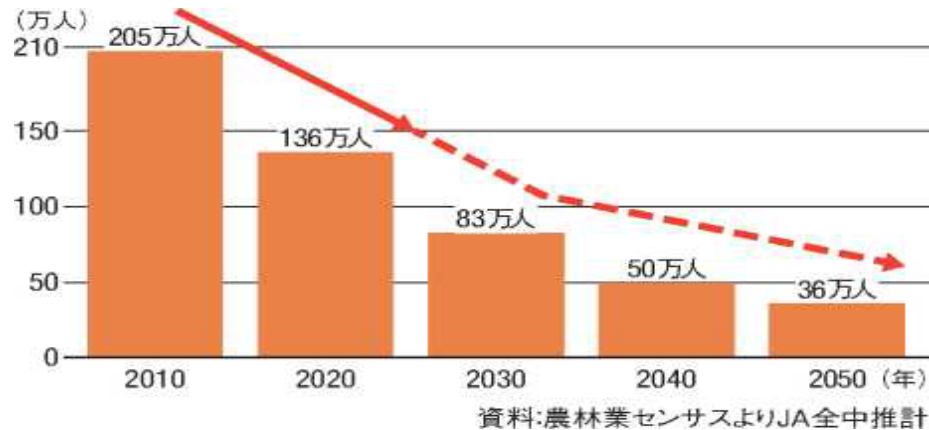
主な事業取扱高		令和4年度
信用事業	貯金 （組合員などから預かっている金額）	11,013
	貸出金 （組合員などへ融通している金額）	3,153
共済事業	長期共済保有高 （組合員などへ保障している金額）	34,378
販売事業	販売品販売高 （組合員などの農畜産物を販売した金額）	1,121
	うち お米	529
購買事業	購買品供給高 （共同購入し組合員などへ供給した金額）	448
	うち 生産資材	366
	うち 生活物資	82

この他、利用事業、加工事業、高齢者福祉事業など、様々な事業を総合的に取り組んでいます。

その3 課題とその対応方向について

中長期的な情勢を見通すと、第28回JA全国大会で確認した「農業・農村の危機」「組織・事業・経営の危機」「協同組合の危機」の3つの危機が加速化・深刻化することが危惧されます。

【基幹的農業従事者数の推移と推計】



【組合員数の推移と推計】



農村部の人口減少・高齢化に伴い、農業者や組合員数が減少。10年後には農業・地域・JAの基盤自体の持続可能性も懸念される状況となりかねません。



JA 綱領と親和性が高い
SDGs の取り組み



加速する
デジタル化への対応

こうした変化の潮流を組合員とともにJAグループの組織風土・文化を変えるチャンスとして、また、事業の変革・創出の機会と捉えて挑戦します。

J Aグループがめざす姿（10年後）

消費者の信頼や実需者のニーズにこたえ、安全で安心な国産農畜産物を安定的に供給できる持続可能な地域農業を確立し、農業者の所得増大を支える姿

総合事業を通じて地域の生活インフラ機能の一翼を担い、多様な関係者とともに協同の力で豊かでくらしやすい地域共生社会の実現に貢献している姿

次世代や地域共生社会の構成員とともに、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、経営の健全性を確保し、役割を発揮している姿

持続可能な
農業の実現

豊かで暮らしや
すい地域社会の
実現

協同組合として
の役割発揮

「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」

JAグループの提案

「国消国産」と書いて
「こくしょう・こくさん」と読みます。

“**国**民”が必要とし、
“**消費**”する食料は、できるだけ
“その**国**”で
“**生産**”する という考え方です。

…日本の食料自給率は 何パーセント？



山形県農業協同組合中央会（JA山形中央会）

〒990-0042 山形市七日町三丁目1-16

TEL：023-634-8111

経営部（教育担当）

〒990-2375 山形市東古館123番地

（「協同の杜」JA研修所内）

TEL：023-643-1238 / FAX：023-643-8621

Email：kyouiku@nokyo.jp / <https://www.nokyo.or.jp/ja/> /